

令和6年度 保育施設・保育事業利用の案内

※この冊子の内容は、令和5年9月時点のものです。今後、変更となる可能性があります。

保護者の就労や疾病等により子どもを家庭で保育できない場合、市町村にお申込みいただき、保育施設又は保育事業（以下「保育施設等」とする）を利用することができます。市町村が認可・確認する保育施設等には保育所・認定こども園・地域型保育事業があります。詳しくは2ページをご覧ください。

大阪市では、利用申込の受付と併せて、面接を行います。
申込の際は、必ず申込児童と一緒にお願いします。

1 利用申込み方法

保育施設等の利用を希望される場合は、この案内をよくお読みのうえ、お住まいの区の保健福祉センター保育担当へお申込みください（令和6年4月1日からの利用にかかる申込みについては、各保育施設等で受付を行う場合があります。詳しくは、各区広報紙等をご確認ください）。令和5年度中の利用を希望されている方で、利用が決定していない方は、令和6年度の申込みも必要です。

申込み書類は、受付期間内に必ず提出してください（「就労証明書」、「就学等証明書・求職活動状況申告書」、「診断書」等準備に時間がかかる書類については、早めにお手続きを進めていただき、受付時にご提出ください。※一部様式「就労証明書」等については、令和6年度申込みより変更しております。）。期間後に申込みをされた場合は、原則として次回の利用調整の対象となります。

なお、保育施設等の定員に余裕がないときなどは、希望保育施設等の利用ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

＜令和6年4月1日からの利用を希望する場合＞

利用申込受付のオンライン予約について（1次調整のみ）

令和6年4月1日から保育施設等の利用を希望する場合は、受付・面接の予約が必要です。

なお、予約については大阪市行政オンラインシステムを利用しますので、下記URLまたはQRコードにアクセスし予約してください。大阪市行政オンラインシステムを利用できない方はお住まいの区の保健福祉センター保育担当にお問い合わせください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/d897635f-c9c2-47a5-b3be-22e5f1d884fd/start>

※利用者登録が未登録の方は、大阪市行政オンラインシステムのホーム画面から「新規登録」を行ってください。



(1) 1次調整

受付期間：令和5年10月2日（月）～令和5年10月16日（月）

受付の予約開始日時：令和5年9月8日（金）午前9時から

※ 申込書は令和5年9月4日（月）配付開始。

※ 募集予定人数は令和5年9月8日（金）に大阪市ホームページにて公表予定です。

結果通知：令和6年1月25日（木）発送 26日（金）以降順次到着予定

※ 事前のお問い合わせにはお答えできません。

※ 支給認定証も同時期に送付予定です。

申込状況を大阪市ホームページにて令和5年10月27日（金）頃に公表予定です。
期限内に申し込まれた方の希望保育施設等の変更及び不足書類等の追加提出は、令和5年11月15日（水）まで受け付けます。

(2) 2次調整

1次調整の結果、利用者数が保育施設等の受入可能数に満たなかった場合、2次調整を行います。

受付期間：令和6年1月10日（水）～令和6年2月9日（金）

結果通知：令和6年2月29日（木）発送 3月1日（金）以降順次到着予定

- ※ 事前のお問い合わせにはお答えできません。
- ※ 2次調整の結果、利用できる保育施設等が決まらなかった方（転所希望者を除く）に対しては、状況を確認するアンケートを依頼します。ご協力をお願いします。
- ※ 2次調整終了後の各区の空き状況に応じて、追加調整を行う可能性があります。

＜年度途中の利用を希望する場合＞

利用開始希望月の前月の5日（閉庁日の場合は翌開庁日）までにお申込みください。

前月から引き続き利用保留となった場合、改めての結果通知は発送いたしません。

＜保育施設等の空き情報について＞

年度途中の利用を希望される方へ毎月1日に保育施設等の空き情報について公表しています。

また、令和6年4月1日からの利用申込みに関して、1次調整の結果を踏まえ、2次調整の空き情報を令和6年1月25日（木）に大阪市ホームページにて公表予定です。メールマガジンに登録していただくと、空き情報が公表される際、携帯電話に「お知らせメール」が配信されます。

大阪市内保育施設等の空き情報について

<http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000293428.html>

メールマガジンの登録については上記のURL及びQRコードからアクセスしていただけます。



2 利用できる保育施設・保育事業

保育所

就労等のために家庭で保育のできない保護者に代わって、0歳（原則として生後6か月以上、以下同じ）から小学校就学前の乳幼児を保育する児童福祉施設です。

利用時間：朝から夕方までの保育のほか、施設により延長保育・夜間保育を実施。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。3歳以上のこどもは、保護者の就労状況等によらず利用することができ就労状況が変わった場合でも通い入れた園を継続して利用することが可能です。

利用時間：朝から昼すぎ（保育を必要としない3歳～5歳のこども）

朝から夕方まで（保育を必要とする0歳～5歳のこども）

- ※ 園によって受け入れるこどもの年齢に違いがあります。
- ※ 園によっては一時預かり、延長保育を実施しています。
- ※ 保育を必要としない3歳～5歳のこどもの入園に関しては、各園にお問い合わせください。

地域型保育事業

施設より少人数の単位で、0歳～2歳のこどもを預かる事業です。次の4種類の事業があります。

・家庭的保育

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。

・小規模保育

少人数（定員が6～19人）を対象に、比較的小規模できめ細かな保育を行います。

- **居宅訪問型保育**（大阪市では、令和5年9月時点で認可された事業はありません。）

保護者の居宅で、保育者とこどもが1対1で保育を行います。

居宅訪問型保育事業は、疾病や障がい等により集団保育が著しく困難であると認められる場合やひとり親家庭で夜間の勤務がある場合等、他の保育施設等の利用が著しく困難である場合にのみ利用ができます。

- **事業所内保育**

企業の事業所の保育施設等で、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。

なお大阪市では、ホームページに大阪市幼稚園・保育所等マップを掲載しており、こちらから詳しい情報を確認することも可能です。

[トップページ](#) > [くらし](#) > [子育て](#) > [教育・保育サービス](#) > [教育・保育サービスの利用について](#)

3 利用可能日時について

保育施設等を利用できる日は原則として月曜日から土曜日ですが、休日に利用できる保育施設等もあります。

開所・開園時間や年末年始の休業日等は各保育施設等によって異なります。また、認定された保育必要量（9ページを参照）に応じて、保育施設等を利用できる時間帯が異なりますので、申込みの際には必ずこれらの情報を確認してください。

また、夜間保育所は通常の保育時間が11時～22時となっており、普段夜遅くまで就労等をしている方の保育ニーズにも対応しています。

詳しくは、大阪市こども青少年局ホームページをご覧ください。各保育施設等にお問い合わせください。

利用申込みの前に必ずお読みください

- 保育施設等により、保育方針や取り組みはさまざまです。**必ず希望される保育施設等を申込児童と一緒に実際に見学してから、申込みを行ってください。**今般の新型コロナウイルス感染症の影響により見学ができない場合でも、保育方針や開所時間、保育料とは別に徴収される費用（日用品・文房具等）などを電話やホームページ等でご確認ください。
- 希望する保育施設等は通勤時間等を考慮し、利用が可能な範囲内でご記入ください。保育施設等の利用内定を正当な理由なく辞退した場合、次回の利用調整において点数を減点します。
- **就労内定又は就学予定の方**
保育の利用が決定した場合、利用開始月中には就労又は就学を開始し、翌月末までに「就労証明書」又は「就学等証明書・求職活動状況申告書」を提出していただきます。提出されない場合は、利用決定を取り消すことがあります。
- **雇用期間が有期の方**
雇用期間が有期の方は、雇用期間が延長された場合には「就労証明書」を再提出していただきます。提出されない場合や雇用期間が延長されずに保育が必要な理由が消滅した場合には、利用決定を取り消すことがあります。
- **育児休業中の方**
保育の利用が決定した場合、利用開始月中には復帰し、翌月末までに復職証明書を提出していただきます。提出されない場合は、利用決定を取り消すことがあります。
- **求職活動中（起業の準備中を含む）の方**
認定期間（保育の利用期間）は認定開始から90日を経過する日の月末までです。認定期間中の指定の期日までに就労できなかった場合等は、再度利用調整の対象となります。

○ **出産を保育が必要な理由とする方**

認定期間は産前産後 8 週間（多胎妊娠の場合は産前 14 週間）です。期間満了後に求職活動を行う等保育が必要な事由がなければ、利用ができなくなります。（育児は保育が必要な事由とはなりません。）

4 利用申込みに必要な書類・手続き

次の書類を、お住まいの区の保健福祉センター保育担当へ提出してください。申込児童 1 人につき、1 部が必要となります。

これらの書類は、保育の必要性の認定（以下「教育・保育給付認定」といいます）及び利用調整を行うための重要な資料です。書類の不足や内容に不備がないか、提出前にご確認ください。

なお、これらの書類の様式は、大阪市こども青少年局ホームページからダウンロードが可能です。
[トップページ](#) > [くらし](#) > [子育て](#) > [教育・保育サービス](#) > [大阪市内の保育所・保育サービス](#) > [保育所](#) > [令和 6 年度 保育施設・保育事業利用の案内について](#)

(1) 全ての方に必要な書類

書類の名前	説明
子どものための教育・保育給付 保育認定（変更）申請書兼 保育施設・事業利用調整申込書	教育・保育給付認定及び利用調整を受けるための申込書です。 保護者欄に記載いただいた保護者を、子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者とします。 提出後に利用希望施設、申込み理由、住所等、内容に変更あった場合には、速やかに保健福祉センター保育担当へお申し出ください。
利用調整調査票（その 1・2）	利用調整を行う上で大切な書類です。 誤りや記入漏れのないよう注意してください。
同意書及び確認書	利用申込みに際し、事前にご確認いただきたい事項について記載したものです。 必ずご確認及び同意のうえ、保護者の方が記入してください。
個人番号記載用紙	個人番号（マイナンバー）を記載いただく用紙です。 受付等の際には別途本人確認書類が必要になります。 詳しくは 6 ページをご覧ください。

(2) 保育が必要な理由を証明する書類 ※ 保護者のいずれもが提出してください。

保育が必要な理由	書類の名前	添付書類及び注意事項
就労 （内定を含む）	雇用されている方 （会社員・公務員・パート・派遣社員等）	【シフト制等不規則な勤務の場合】 シフト表等、勤務状況が確認できるもの 【派遣社員の場合】 派遣会社（派遣元）の証明が必要です。
	自営業の方 （自営専従者を含む）	【個人事業主の場合】 最新の確定申告書（控） 【開業してから確定申告をしていない場合】 開業届出書の控え又は営業許可証の写し （どちらも提出できない場合は、開業にかかる経費の支出明細等、自営業を開始したことが確認できるもの） 【自営業開始予定の場合】 店舗予定地の賃貸借契約書やフランチャイズ契約書、開業に係る経費の支出明細等、自営業を開始することが確認できるもの 【自営専従者の場合】 最新の確定申告書（控）（事業専従者の内訳がわかるもの） ※提出できない場合には雇用されている方として就労証明書を提出してください。
妊娠・出産		母子健康手帳の父母氏名・出産予定日が確認できるページ（写）

保育が必要な理由		書類の名前	添付書類及び注意事項
疾病		疾病・障がい状況申告書 (証明様式②)	
障がい		疾病・障がい状況申告書 (証明様式②)	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の等級が確認できるページ(写)
介護・看護	介護・看護の対象となる方	疾病・障がい状況申告書 (証明様式②)	【介護の場合】 障がい者手帳や介護保険被保険者証(写) 【通学等付添いの場合】 在学・通所証明書等、利用状況が確認できるもの
	介護・看護を行う方	介護・看護状況申告書 (証明様式②)	
災害復旧			罹災証明
就学		就学等証明書・ 求職活動状況申告書 (証明様式③)	対象となるのは学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校及び職業訓練校等です。
ひとり親		保育の必要性に応じた書類	児童扶養手当証書、ひとり親医療証又は保護者の戸籍謄本等ひとり親であることが確認できるもの 【離婚調停中の場合】 事件係属証明書
求職中	求職活動中の方	就学等証明書・ 求職活動状況申告書 (証明様式③)	【求人に応募している場合】 雇用保険受給資格者証(写)、不採用通知等、求職活動の状況が確認できるもの
	入所後に求職活動を行う方		
市外在住		お住まいの自治体へお問い合わせください。	住民票等申込児童の氏名・生年月日が確認できるもの 【大阪市内へ転入予定の場合】 賃貸借契約書(写)等、転入先・転入予定日が確認できるもの

※ 保育が必要な理由により、提出書類が異なります。

※ この他にも、必要に応じて証明書類等の提出をお願いする場合があります。

(3) 申込児童又は世帯の状況に応じて必要な書類

書類の名前	対象者	説明
認可外保育施設への入所にかかる証明書	利用申込時点で、申込児童を認可外保育施設(企業主導型保育施設、職場内託児所等を含む)へ預けている方	内容により、利用調整上加点の対象とするかどうかを判断します。 なお、申込時点で、育児休業中の方は、書類提出期限までに復職し、復職証明書を提出することが、利用調整上加点の要件となります。
児童の障がい・疾病にかかる必要書類 ① 対象児童用診断書(★1) ② 各医療機関の診断書(★3) ③ 手帳の写し(★4) ★1～4は利用調整調査票その2参照	① 利用申込児童に治療中、または経過観察中の疾病があり、1年に1回以上同一疾病等で継続的な通院が必要な方(低出生体重児・巨大児・早産・過期産によるものを含む) ② 利用申込児童で発達障がいの診断を受けている方(写し可) ③ 利用申込児童に障がいがあり、手帳の交付を受けている方	内容により、利用調整上の基本点数を決定することがあります。 安全な保育の実施に必要なため、利用が見込まれる保育施設等に提供します。 ※発達障がいの診断を受けている場合の②各医療機関の診断書は、現状と変わりなければ過去の診断書(写)でも構いません。 ※診断書の取得には、文書料や時間がかかる場合があります。

書類の名前	対象者	説明
保育理由証明及び申告書	保護者以外の 20 歳以上 65 歳未満の同居の親族（祖父母等・おじ・おば・きょうだい）や別居（保護者住所地からおおむね 1 km 圏内）の 65 歳未満の祖父母等について、保育ができない理由がある方	内容により、利用調整上減点の対象とするかどうかを判断します。 理由に応じ、「（２）保育が必要な理由を証明する書類」の各様式をご使用いただいても差し支えありません。
優先利用申込書（保育士等用）及び保育士証（写）、看護師免許証（写）、教員免許状（写）などの資格証明	保育士等であって、10 ページに記載の条件に該当する保護者	これらの書類の提出がない場合は、保育士等の優先利用の対象とはなりません。なお保育士証が未交付の場合、保育士登録済通知書の写しでも構いません。
住民票等、居住地が確認できる書類	単身赴任の保護者	内容により、利用調整上加点の対象とするかどうかを判断します。
失業した日及びその事実が確認できる書類	求職活動中の方で、申込時点より過去 3 か月以内に失業された方	内容により、利用調整上の基本点数を決定します。
賃貸借契約書（写）又は不動産売買契約書（写）	利用開始希望日までに大阪市内に転入予定の方	内容により、利用調整上の基本点数を決定します。
「令和 5 年度 課税証明書（個人市町村民税）」（税控除内容の詳細が分かるもの）	令和 6 年 4 月～8 月入所希望の方で、令和 5 年 1 月 1 日時点で大阪市内にお住まいの保護者	内容により、利用調整上の順位を決定します。 （令和 5 年 1 月 1 日時点で海外に居住している等により、市町村民税の課税の対象外であった方については、給与明細書等、収入額が分かる書類を提出してください。）
「令和 6 年度 課税証明書（個人市町村民税）」（税控除内容の詳細が分かるもの）	令和 6 年 9 月以降に入所希望の方で、令和 6 年 1 月 1 日時点で大阪市内にお住まいの保護者	内容により、利用調整上の順位を決定します。 （令和 6 年 1 月 1 日時点で海外に居住している等により、市町村民税の課税の対象外であった方については、給与明細書等、収入額が分かる書類を提出してください。）

※ 上記以外にも、申込児童又は世帯の状況に応じて各種書類を求めることがあります。

大阪市の保育制度や保育施設等への入所申込書の記載方法について、多言語（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語）で説明する動画を公益財団法人大阪国際交流センターと共同で作成し、YouTube で公開しています。動画は下記の URL 及び QR コードからアクセスいただけます。

<https://www.youtube.com/channel/UC--2YJ4HFxqIfSGJBUh0TVw>



(4) 個人番号（マイナンバー）の提出について

子どものための教育・保育給付の保育認定申請（認定変更申請を含みます。）を行うにあたっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 28 条の 3 の規定により、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

このため申請の際には、マイナンバー記載用紙に必要な方のマイナンバーを記入して提出していただきますようご協力をお願いします。

マイナンバーを記載した書類を提出いただく際には、法令上、本人確認が必要となります。

ア 記載方法

個人番号記載用紙に、氏名等の必要事項とともにマイナンバーを記載してください。

イ 記載の対象者

申請に係る保護者（申込児童の父母）、申込児童、その他世帯員等

ウ 本人確認のための必要書類

マイナンバーの提出にあたっては、本人確認が必要となります。

- (7) 本人が区の窓口へ直接提出する場合は、本人確認用の証明書類の持参が必要です。必要となる書類については、「オ 本人確認に必要な書類」をご確認ください。
- (イ) 区の窓口へ直接申請書を提出する場合であってご本人がお越しにならない場合など、封筒に封入して提出する場合は、個人番号記載用紙と本人確認用の証明書類の写しを封筒等に同封して提出してください。なお、本人確認用の書類として、健康保険の被保険者証や健康保険等資格喪失証明書の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング（黒塗り）を施して提出してください。

エ 必要な手続き

子ども・子育て支援新制度における次の手続きで、マイナンバーの提出が必要になります。

- (7) 新たに認定を申請する場合
- (イ) 受けている認定内容等や届出内容を変更する場合
- (ウ) 認定証の再発行を申請する場合

オ 本人確認に必要な書類

「個人番号カード」をお持ちの場合、1枚で番号確認と身元確認ができます。

「個人番号カード」をお持ちでない場合、下記の番号確認書類と身元確認書類のそれぞれ（例えば「通知カード」と「運転免許証」など。表をご参照ください。）が必要となります。

番号確認 (正しい番号であることの確認)	身元確認 (番号の正しい持ち主であることの確認)
<p>「通知カード（顔写真なし）」 「個人番号の記載された住民票の写し」など</p>	<p>官公署から発行された写真付きの証明書 「運転免許証」「運転経歴証明書」 「パスポート」 「身体障がい者手帳」 「精神障がい者保健福祉手帳」 「療育手帳」 「在留カード又は特別永住者証明書」 など ただし上記書類をお持ちでない場合は、 「健康保険の被保険者証」* 「年金手帳」 「健康保険等資格喪失証明書」* 「児童扶養手当証書」 など2点以上で確認します。</p> <p>【*の書類を提出する場合】 区の窓口へ直接申請書等を提出する場合であってご本人がお越しにならない場合など、封筒に封入して提出する場合は保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング（黒塗り）を施して提出してください。</p>

※ 申請書に記載の保護者（申請者）に関する上記書類が必要となります。

※ 保護者以外の方については、上記マイナンバー確認用の書類は不要ですが、保育料決定等のために各種書類が必要になる場合があります。

(5) 面接

保護者の状況や申込児童の様子を確認するため、区保健福祉センター職員による面接を行います。面接は申込みの受付時に併せて行いますので必ず申込児童と一緒に受付にお越しください。保護者や申込児童が出産後間もない（概ね2か月以内）状況で、面接が困難な場合につきましては、申込みを行う区保健福祉センター保育担当にお問い合わせください。

5 認定区分について

認定区分には次の3種類があります。

認定区分	説明	利用可能な施設等
教育・保育給付1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、 保育の必要性がない場合	幼稚園 認定こども園
教育・保育給付2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、 保育の必要性がある場合	保育所 認定こども園
教育・保育給付3号認定	満3歳未満の小学校就学前のこどもで、 保育の必要性がある場合	保育所 認定こども園 地域型保育事業

6 保育の必要性の認定

保育所・認定こども園（保育所と同様に長時間利用する場合のみ）・地域型保育事業を利用することを希望する場合は、教育・保育給付認定を受けていただく必要があります。認定された場合、「支給認定証」を本市より交付します。

(1) 教育・保育給付認定（保育給付認定）の事由

教育・保育給付認定を受けられるのは、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当する場合であって、こどもを保育することが困難な場合です。

1	1か月に48時間以上労働することを常態としている場合
2	妊娠中であるか又は出産後間がない場合（産前産後8週間（多胎妊娠は産前14週間）以内）
3	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっている場合
4	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合
5	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
6	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
7	就学している場合
8	その他、保育が必要な状態にあると区保健福祉センター所長が認める場合

認定には有効期間が定められています。認定の有効期間の終了日を過ぎますと、保育施設等の利用ができなくなります。認定の有効期間の終了日以降も引き続き保育施設等の利用を希望する場合は、指定の期日までに認定の有効期間を更新する手続きが必要になります（なお求職活動を理由に認定を受けていた方が同じ理由で認定の更新をする場合、再度利用調整を行うこととなります）。

【教育・保育給付認定の有効期間】

保育が必要な理由	認定の有効期間（保育施設等の利用可能期間）
就労 疾病・障がい 介護・看護 災害復旧	当該こどもの小学校就学まで
妊娠・出産	出産日から起算して8週間を経過した日の翌日が属する月の月末まで （こどもの小学校就学までの方が短い場合その期間） （原則として出産予定日の8週（多胎妊娠14週）前から）

求職活動	有効期間の開始日から起算して90日を経過する日の月末まで (こどもの小学校就学までの方が短い場合その期間)
就学	保護者の卒業・修了予定日の月末まで (こどもの小学校就学までの方が短い場合その期間)
その他	区保健福祉センター所長が必要と認める期間

※ こどもが満3歳未満の場合、認定の有効期間については上記の表で「こどもの小学校就学まで」であっても、「こどもが満3歳に到達する前日まで」となります。この場合、満3歳到達時に、新たな有効期間を記載した支給認定証を本市より送付します。

(2) 保育必要量（保育施設・事業を利用できる時間）

教育・保育給付認定を行う場合、同時に保育必要量の認定を行います。

保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があります。

保育標準時間の認定を受けた場合は、1日に最大11時間、保育施設等を利用することができます。保育短時間の認定を受けた場合は、1日に最大8時間、保育施設等を利用することができます（ただし延長保育を利用する場合はそれ以上利用できません）。

保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により認定します。

なお保育標準時間と認定される方であっても、保育短時間の認定を希望される場合は、保育短時間として認定します。

【保育必要量の例】

保育必要量	認定例
保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> 両親のいずれもが月120時間以上就労する場合 父親が月120時間以上就労し、母親が妊娠・出産することにより、こどもを保育することができない場合 ひとり親世帯で、保護者が月120時間以上就労する場合 等
保育短時間	<ul style="list-style-type: none"> 両親の両方又はいずれかが月48時間以上120時間未満就労する場合 両親の1人が就労しているが、1人が求職活動をするにより、こどもを保育することができない場合 ひとり親世帯で、保護者が月48時間以上120時間未満就労する場合 等

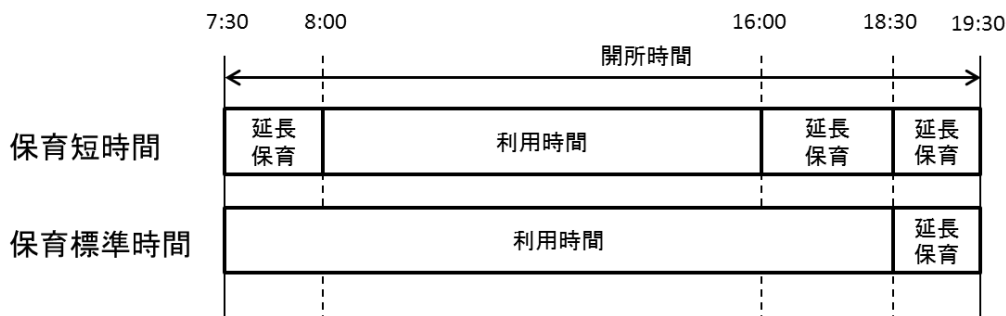
※ 同居している家族の介護等の理由で、保育を必要とする場合の保育必要量については、個別に各家庭の状況から判断したうえで認定します。

それぞれの保育施設等では開所時間等が決められていますが、それとともに、保育必要量に応じた利用時間が決められます。「11 保育料（利用者負担額）の決定」に記載の保育料で利用できるのは、その保育必要量に応じて決められた利用時間内で、認定された保育必要量で決められた1日に利用できる最大の時間の範囲内となります。

利用時間から外れた時間を利用する場合、または1日に利用できる最大の時間の範囲を超えて利用する場合は延長保育となり、別途延長保育料が必要になります。それぞれの保育施設等で決められる標準的な利用時間については、各保育施設等にお問い合わせください。

なお実際に保育施設等を利用できる時間は、それぞれの家庭の就労状況等に応じて認定された保育必要量の範囲内で、就労や通勤等でこどもを保育できない時間に限られます。実際に保育施設等を利用する時間を決めるために、各保育施設等から別途勤務時間等を証明する書類を求めることがありますので、ご協力をお願いします。

【利用時間のイメージ】



※上図のような施設の場合、保育短時間認定のこどもが 9:00～17:00 まで利用すると、16:00～17:00 の時間は延長保育となります。

※保育短時間認定のこどもの場合、保育標準時間認定のこどもの利用時間内とそれ以外の時間で延長保育料が異なることがあります。

※上図は一例です。各保育施設等によって開所時間や延長保育の実施状況等は異なります。

7 利用調整について

(1) 調整方法

各区保健福祉センターでは、保育の必要性が高いこどもが優先的に保育施設等を利用できるよう、保育の必要性の認定を受けた方について、「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」の規定により、利用調整を行います。

各保育施設等の利用申込数が、こどもの新規受入可能数を超える場合には、22～25 ページの表「保育利用調整基準」に基づき利用調整を行い、優先順位の高い方から保育施設等の利用を決定します。

なお、こどもの安全確保等の観点から保育施設等において安全に保育できる態勢が整っていない場合は、「保育利用調整基準」の点数にかかわらず、やむを得ず利用保留とすることがあります。利用調整の結果、希望保育施設等が利用できない場合には利用保留となり、引き続き翌月以降、令和7年3月まで利用調整の対象となります。

(2) 保育士等の優先について

一人でも多くの方に保育士として大阪市内で勤務していただけるよう、保護者が大阪市内の保育施設等で勤務する保育士等のこどもについては、優先的に利用調整を行います。

ただし希望の保育施設等に空きがないことや安全に保育できる態勢が整っていないことがありますので、必ずしも保育施設等の利用が保障される訳ではありません。この優先的な利用調整に該当するための条件は次のとおりです。

<保育士等の優先利用に該当するための条件>

保護者のいずれかが、次のいずれにも該当すること。

- 大阪市内の保育施設等（認可外保育施設を除く保育所、認定こども園又は地域型保育事業）（利用開始希望日までに設置予定の保育施設等を含む）で勤務している又は勤務予定である（派遣社員は除く）。

※ 職種により、対象外となる勤務先があります（11 ページ参照）。

- 月 20 日以上かつ週 30 時間以上又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上、保育業務に従事している又は従事予定である。

- 次の(1)～(3)のいずれかに該当する（それぞれ各資格の証明により確認します）。
 - (1) 保育士登録がされている。
 - (2) 保健師、看護師又は准看護師の免許を取得している。
 - (3) 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の免許状を取得している。

なお「優先利用申込書（保育士等用）」の提出がない場合は、優先利用の対象とはしません。

なお、これらの優先的な利用調整により保育施設等が決定した場合は、保育施設等での受入枠の確保につながるよう、他の方の通知時期よりも早く結果通知を送付します。

【優先利用が認められる保護者の職種と勤務先】

保護者の勤務先	保護者の職種		
	保育士	保健師 看護師 准看護師	幼稚園教諭 小学校教諭 養護教諭
保育所	○	○	○
幼保連携型認定こども園	○	○	○
保育所型認定こども園			
幼稚園型認定こども園	○	×	○
小規模保育事業A型	○	○	○
事業所内保育事業（保育所型）			
小規模保育事業B型	○	○	×
事業所内保育事業（地域型）			
小規模保育事業C型	○	×	×
家庭的保育事業			

(3) 後順位の取扱いについて

希望する保育施設等の申込み数が募集数を上回る場合に、利用保留となり育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに異議のない意思を示した保護者については、利用調整において、同旨の意思を示していない保護者よりも後の順位として利用調整を行います。

(4) 大規模マンションにお住まいの方のマンション内保育施設等の優先利用について

大阪市では、待機児童の発生を防止・抑制する観点から、平成30年度以降に建設される70戸以上のマンション（以下「大規模マンション」といいます。）の建築主に対して、地域の保育需要を勘案して必要となる保育施設等の整備を要請しており、要請に応じて大規模マンション内に保育施設を整備するインセンティブとして、当該大規模マンションにお住まいの方については、当該大規模マンション内に整備される保育施設等について、当該保育施設等の開設後5年間に限り、優先的に利用が可能となる制度を創設しております。

大規模マンションを借りている人も含め、対象となる大規模マンションにお住まいの方で、当該大規模マンション内の保育施設等を第1希望とする場合に優先的な利用調整を行います。

ただし、対象となる大規模マンションにお住まいの方から入所枠を超える申込みがある場合や、安全に保育ができる態勢が整っていない場合など、結果として当該保育施設等を利用できないことがあります。

また、対象となる大規模マンションにお住まいの方を優先した上で入所枠が残っている場合は、対象となる大規模マンション以外にお住まいの方も利用可能です。

なお、すべての大規模マンション内の保育施設等が優先的な利用調整を行っているものではなく、本市の要請に応じて大規模マンション内に整備した保育施設等（これに準ずるものと市長が認める保育施設等を含む。）であって当該大規模マンションの建築主が優先的な利用調整の適用を希望したものに限り優先的な利用調整の対象となります。

対象となる保育施設等や優先利用にあたっての留意事項等について、詳しくは大阪市子ども青少年局ホームページをご覧ください。

[トップページ](#) > [くらし](#) > [子育て](#) > [教育・保育サービス](#) > [大阪市内の保育所・保育サービス](#) > [保育所](#) > [令和6年度 保育施設・保育事業利用の案内について](#)

(5) 開設予定施設が利用調整中に開設延期になった場合

利用申込時点で保育施設等がまだ開設していない場合、予期せぬ事情により開設が延期になる可能性があります。令和6年4月からの保育施設等の利用について、1次調整の受付終了後、利用調整中に開設が延期になった場合であっても、延期期間が2か月以内であれば（令和6年6月1日までに開設されるのであれば）、申込内容を基に利用調整を行います。これにより開設が延期になった保育施設等に内定した場合は、令和6年4月1日からは保育施設等を利用することができず、開設日まで利用をお待ちいただくこととなります（転所の場合は、転所元の保育施設等を退所のうえ、一旦お待ちいただくこととなります）。

このため、開設予定の保育施設等を希望される場合は、希望保育施設等の開設が延期になったときに希望する利用調整方法を申請書に記載してください（記載がない場合は、他の保育施設等の希望順位を繰り上げ、開設が延期となった保育施設等の利用調整は行いません）。

なお、利用調整中に開設が延期になった保育施設等が生じた場合、ホームページや区窓口のご案内は行う予定ですが、原則として保護者に対して個別のご連絡は行いませんので、ご了承いただきますようお願いいたします。

(6) その他

保育を必要としており、保育施設等に利用申込みをしたが、利用調整により利用が決まらなかった児童を「利用保留児童」といいます。この「利用保留児童」から、国の定義に基づき、育児休業中のもの等を除いた児童を「待機児童」といいます。

《大阪市ホームページ（大阪市の保育所等利用待機児童数について）》

[トップページ](#) > [くらし](#) > [子育て](#) > [教育・保育サービス](#) > [大阪市内の保育所・保育サービス](#) > [保育所](#) > [大阪市の保育所等利用待機児童数について](#)

8 大阪市内にある保育施設等の利用について

大阪市内にお住まいの方が大阪市内に所在する保育施設等の利用を希望する場合についても、まずはお住まいの区の保健福祉センター保育担当に利用申込みを行ってください。

教育・保育給付認定を受けていない場合は本市で教育・保育給付認定を行った後に、保育施設等が所在する市町村に利用の調整を依頼します。大阪市内の市町村への依頼の手続きには一定の期間が必要となるため、あらかじめ希望する保育施設等が所在する市町村での受付締切日や必要書類をご確認のうえ、余裕をもってお申込みください。

希望する保育施設等が所在する市町村の方針によっては、当該市町村の住民以外からの受付を行っていない場合や利用期間等に制限がある場合もありますので、これらの点についても当該市町村によく確認をしてください。また、大阪市外の保育施設等の利用調整は、当該保育施設等が所在する市町村が行いますが、利用調整の結果、ご希望の保育施設等が利用できないこともありますのでご注意ください。なお、利用期間については、原則として年度末までとなります。

9 配慮や支援を必要とする子どもへの保育にかかる考え方について

地域社会の中で、障がいのある子どもが仲間と共に育ち合うことを基本的な考え方としています。乳幼児の安全で安心な集団保育の実施にあたり、個々の子どもの状況や発育の状態に合わせて配慮や支援を行います。従って個々の子どもを受け入れることのできる保育環境が整うまで、もしくは、子どもの状況により入所を見合わせる場合があります。対象となる子どもについては、障がいの診断、または手帳をお持ちの子ども・低出生体重児等・医療的ケアを必要とする子ども・継続的な通院が必要な子どもなどです。

10 保育施設等で行っている事業について

【地域子ども・子育て支援事業】

(1) 延長保育

保護者のやむを得ない事情により、保育必要量を超えて保育が必要となる場合に、認定時間を超えて保育を行います。

(2) 病児・病後児保育

子どもが病気又は病気の回復期で保育施設等に通うことができず、かつ家庭での保育が困難な場合にお預かりします。利用には事前の登録が必要です（保育施設等を利用する前から登録できます）。

(3) 一時預かり

主として保育施設等を利用していない子どもを対象とし、保護者の方の仕事や病気等により、断続的または緊急・一時的に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とする場合にお預かりします（ご利用は原則として本市在住の方に限ります）。

【障がい児保育】

「9 配慮や支援を必要とする子どもへの保育にかかる考え方について」に基づいて、障がい児保育を行っています。

《大阪市ホームページ（障がい児保育について）》

トップページ > くらし > 子育て > 教育・保育サービス >

大阪市内の保育所・保育サービス > 保育所 > 障がいのある子どもの保育所入所について

【育児相談】

乳幼児の発達やしつけ、生活習慣などの育児に関する問題について、電話等による相談を行っています。（日曜・祝日・年末年始を除く）

市立保育所 月曜～金曜 午前10時～午後2時

私立保育所（園） 各保育所（園）へお問い合わせください

1 1 保育料（利用者負担額）の決定

(1) 0～2歳児の保育料

保育料は、保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間）や、保護者の市町村民税等に応じて決められます。保育料算定の基礎となる市町村民税額は、子どもと同一世帯の父母及び祖父母等の市町村民税の所得割額の合計額となります。（祖父母等の市町村民税を合算するのは、父母の年収の合計が103万円未満で、生計を同一とする祖父母等のいずれかの年収が300万円以上に限ります。）

また、保育料の算定の基になる市町村民税の所得割額の年度は下記のとおりです。これに伴い年度途中で保育料が変更となる場合があります。

令和6年度		令和7年度
4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和5年度の市町村民税額で算定 (令和4年1月から12月の所得金額が対象)	令和6年度の市町村民税額で算定 (令和5年1月から12月の所得金額が対象)	

なお、大阪市を含む政令指定都市において市民税が課税されている方については、市民税の税額控除前所得割額に6/8を掛けた金額をもとに保育料を決定します。

※ 4月からの保育料の決定に関する通知は、4月下旬頃に保育施設等を通じて配付します。

(2) 3～5歳児の保育料及び給食材料費の負担

3歳児クラス以上の保育料は無料です。3歳児クラス以上の給食材料費（主食費・副食費）については保護者負担となり、直接、保育施設等にお支払いいただきます。（給食材料費の金額は保育施設等ごとに異なります。）

ただし、年収約360万円未満（料金額表の第8A階層まで（ひとり親世帯等は第9階層まで））の世帯及び全ての世帯の第3子以降の子ども（小学校就学前の保育施設等を利用している子どもについて年長順で3人目以降が対象）については、給食材料費のうち副食費（おかず代）の徴収が免除されます。

(3) きょうだい等がいる場合の保育料の軽減

条件（階層区分）	きょうだい等がいる場合の保育料軽減
料金額表の第8A階層まで (ひとり親世帯等は、 第9階層まで)	保育施設等の利用の有無や年齢にかかわらず、生計を一にする 子どもについて、年長順に数えて、 2人目の子どもは半額 3人目以降の子どもは無料
料金額表の第8B階層以降 (ひとり親世帯等は、 第10階層以降)	小学校就学前で保育施設等を利用している子どもについて 年長順に数えて、 2人目の子どもは半額 3人目以降の子どもは無料

※ 保育施設等とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援・医療型児童発達支援、企業主導型保育事業をいいます。認可外保育施設（但し、企業主導型保育事業は除く。）は保育施設等に含みません。

保育料は申請書に記載されている内容で算定しますので、正しく算定するために、別居している子どもについても申請書に記載してください。

12 保育料及び3～5歳児の副食費徴収免除の決定に必要な書類について

保育料及び3～5歳児の副食費徴収免除の決定にあたっては、保護者の市町村民税の所得割額を確認するために、市町村民税の課税台帳を閲覧します。

ただし、本市の課税台帳を閲覧して市町村民税が確認できるのは、本市から市町村民税を課されている保護者に限ります。

令和5年1月1日時点で大阪市外にお住まいの保護者（父母又は同居の祖父母等）については、「令和5年度 課税証明書（個人市町村民税）」（税控除内容の詳細がわかるもの）の提出が必要です。（※国のマイナンバー制度の利用により省略できる場合があります。）提出等がなく税情報が把握できない場合は、仮決定として一番高い階層となります。

※ 令和6年9月以降に途中入園を希望される方で、令和6年1月1日時点で大阪市外にお住まいの方は「令和6年度 課税証明書（個人市町村民税）」（税控除内容の詳細がわかるもの）の提出が必要です。また、保育料は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を行う前の税額で決定しますのでご注意ください。

13 保育料の納付について

私立保育所及び大阪市立保育所を利用される場合は、所定の保育料を本市に納付いただきます。

保育料は口座振替により納付していただくこととなりますので、内定後に口座振替の用紙を提出してください。保育料の納期限（口座振替日）は、原則的に保育利用月の翌々月26日（金融機関の休業日にあたる場合は、直後の営業日）です。（令和5年9月現在）

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により保育料の納期限を保育利用月の翌々月26日としていますが、今後変更の可能性があります。変更の際はお知らせします。

保育施設等の運営、保育サービスの維持・充実に資するためにも、保育料は必ず納期限内に納付してください。納期限を過ぎると延滞金が発生することとなり、また、保育料が納期限後に未納となっている場合には、児童手当からの特別徴収（天引き）や給与等の差押えを行うことがあります。

認定こども園または地域型保育事業を利用される場合、保育料は利用される保育施設等にお支払いいただきます。お支払いの方法等については、各保育施設等にご確認ください。

14 実費徴収に係る補足給付事業

「実費徴収に係る補足給付事業」とは、保育所・認定こども園・地域型保育事業で使用する日用品・文房具等の購入に要する費用、遠足等の行事への参加に要する費用について、本市の定める保育料（利用者負担額）とは別に、各保育施設等が実費徴収を行います。この実費徴収について、生活保護世帯及び保育認定里親世帯のこどもの支給認定保護者を対象に費用の一部を給付する事業です。

(1) 補足給付事業の内容

対象経費 日用品・文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用

補足給付限度額 ひとり1人あたり月額2,500円（年額30,000円）

- 本市に対して補足給付事業の認定申請をされた保護者が対象者となります。申請された内容を確認し、認定したうえで、本市からその認定対象者および認定対象者が利用する保育施設等に対して通知します。
- 徴収額が補足給付事業の補助限度額の範囲内である場合は全額免除とし、補助限度額を超える場合は保育施設等で保護者より超過分を徴収します。
- 費用の精算は、本市と各保育施設等とで行います。

(2) 申請方法

「大阪市実費徴収に係る補足給付交付認定申請書」を郵送で本市に提出してください。

(各区保健福祉センターでは受付できませんのでご了承ください。)

各保育施設等に申請書がありますので、直接お問い合わせください。

また、大阪市ホームページからもダウンロードできます。

《大阪市ホームページ（実費徴収に係る補足給付事業のご案内）》

[トップページ](#)>[くらし](#)>[子育て](#)>[教育・保育サービス](#)>[教育・保育サービスの利用について](#)>
[実費徴収に係る補足給付事業のご案内](#)

(3) 実費徴収に係る補足給付事業の提出およびお問い合わせ

「大阪市子ども青少年局幼保企画課（認可給付グループ）」宛に送付してください。

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 地下1階

15 認定を受けてから

(1) 認定内容の変更、取消等

認定後に世帯状況に次のような変更があった場合は、必ず区保健福祉センター保育担当にお申し出ください。原則として「異動届兼支給認定変更申請書」の提出が必要になります。

- ・ 申込児童・保護者の氏名・住所変更
- ・ 世帯員の増減
- ・ 市町村民税額の変更
- ・ 生活保護受給開始・停止・廃止
- ・ 障がい者手帳の交付（申込児童・保護者その他世帯員を含む）
- ・ 保護者の就職（転職を含む）・離職・育児休業の取得等

保育の必要性の事由に該当しなくなった場合には、教育・保育給付認定を取り消されることがありますのでご注意ください。教育・保育給付認定を取り消されると、保育施設等を利用できなくなります。

また、認定の有効期間の満了後も引き続き保育施設等の利用を希望する場合は、再度認定の申請をしていただく必要があります。

認定子ども園を利用中の満3歳以上の子どもについては、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合でも、当該認定子ども園に教育標準時間認定（1号認定）の受け入れ枠があるときは、教育標準時間認定を受けることにより引き続き同じ認定子ども園を利用することが可能です。この場合は、認定子ども園を通じて教育標準時間認定の申請を行ってください。

(2) 保育施設等に在籍中に長期間利用しなかった場合

無断または特別な理由がなく、長期間（おおむね1か月以上）利用しなかった場合には、認定の有効期間中であっても、利用決定を取り消す（退所となる）ことがありますので、ご注意ください。

また、認定の有効期間中に利用を中止（退所）したい場合は、「異動届兼支給認定変更申請書」の提出が必要です。提出がなかった場合や、遅れた場合には、実際に利用したか否かにかかわらず保育料が発生する場合がありますので、速やかにお手続きください。

(3) 保護者が育児休業を取得する場合

保護者のいずれかが保育施設等を利用中の子ども以外の子どもを対象とする育児休業を取得する場合は、区保健福祉センター保育担当までご連絡をお願いします。

なお、保護者の育児休業期間中は、基本的には、子どもを保育することができないとは認められませんが、子どもが保育施設等を利用中であって、子どもの環境の変化に配慮して区保健福祉センターが児童福祉の観点から必要と認める場合は、引き続き同じ保育施設等を利用することができます。

この場合は、「異動届兼支給認定変更申請書」とともに「復職（予定）証明書」の提出が必要です。

これによって保育施設等が利用できる期間は、原則として最長で育児休業の対象となる子どもが満1歳を迎えてから最初の3月31日までとなります。

ただし、育児休業を理由とする保育認定は、上記のとおり子どもの環境の変化に配慮して行うものですので、育児休業期間中に新たに他の保育施設等に転所することはできません。

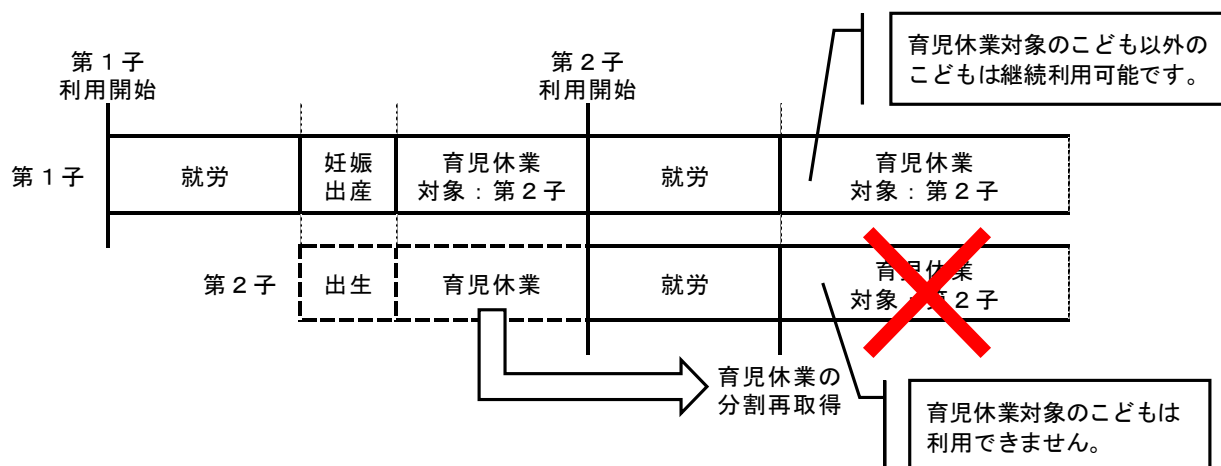
また、保育必要量は一律に保育短時間認定として認定することになります。

○ 保育施設・保育事業利用開始後の育児休業再取得について

令和4年10月1日施行「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」により育児休業の分割取得が可能となりますが、育児休業対象の子どもが保育施設・事業を利用開始し、保護者のいずれもが復職した後に育児休業を再取得する場合、当該育児休業対象の子どもは継続利用できません。

【育児休業再取得における認定事由の推移】

※ 利用児童が1名のみの場合は、下記図内第2子の認定事由の推移を当該児童に読みかえてご参照ください。



○ 保育施設（乳児保育）又は地域型保育事業の卒園児について

保護者の育児休業期間中に地域型保育事業又は乳児保育所（5歳児までの定員設定がない保育所）を利用中の子どもが卒園予定であり、卒園予定日の属する年度の翌年度以降も引き続き他の保育施設等を利用希望する場合は、復職時における勤務日数及び勤務時間等が分かる勤務証明等を提出することにより、利用申込みをすることができます。

(4) 地域型保育事業卒園後の連携施設優先利用について

地域型保育事業を利用できるのは2歳児までとなっていますので、3歳児以降も保育を必要とする場合は、原則として改めて他の保育施設等への申込が必要になります。ただし地域型保育事業の中には3歳児以降に引き続き教育・保育施設等を利用できるよう、保育所、認定こども園、幼稚園の優先利用枠を設けている事業所もあります。優先利用枠の内容（連携先の有無、連携施設名、優先利用枠の人数等）については、各事業所にご確認ください。

保育所・認定こども園（保育認定の定員枠）の優先利用を希望する場合は、地域型保育事業卒園時の利用調整において、優先的に利用調整を受けていただくことができます。ただし優先利用枠を超える優先利用の希望があった場合や、優先利用希望の締切後に地域型保育事業の利用を開始した場合等には、優先利用ができないこともありますのでご注意ください。

(5) 大阪市外に転出後も大阪市内の保育施設等の継続利用を希望する場合

保育施設等の利用中に大阪市内から大阪市外に転出する場合は、保育の必要性の認定を転出先の市町村で新たに受け直す必要があります。このため利用中の保育施設等が所在する区の保健福祉センター保育担当に「異動届兼支給認定変更申請書」を提出していただくとともに、転出先の市町村で新たに認定を受けてください。

この場合、原則として転出した年度の3月までは継続利用できますが、その翌年度からの利用については、継続利用が認められない場合もあります。

なお、保育料（利用者負担額）は転出先の市町村が定めることとなりますので、転出に伴って保育料が変更になることもあります。

16 保育利用等に関してよくある質問

Q 1 居住している区とは違う区にある保育施設等の利用を希望していますが、申込みは可能ですか。

A 1 大阪市内であれば、どの区の保育施設等であっても申込みは可能です。また利用調整でも、大阪市内にお住まいの方であれば、居住区によって区別することなく利用調整を行います。

Q 2 現在大阪市外に居住していますが、大阪市内に転居する予定です。保育施設等の申込はどのようにすればよいですか。

A 2 申込み時点で大阪市外にお住まいの方は、原則として居住地の市町村を通じて申込みを行ってください。

申込みの際に、利用開始希望日までに転居することが分かる書類（住居の賃貸借又は売買の契約書等）の提出がある場合は、市内居住者とみなして利用調整を行います。これらの証明等がない場合は市外在住として利用調整を行います。

また前年度（令和6年9月以降は当年度）の市町村民税額が分かる書類（15ページ参照）を添付してください。

17 企業主導型保育事業

「企業主導型保育事業」とは、市町村の認可事業である「事業所内保育事業」とは別に、主に従業員のために、企業のニーズに応じた柔軟な保育事業の設置・運営を支援するため設けられた制度です。認可外保育施設として位置づけられるものになりますが、各事業所には運営費が国から助成されます。

一部の企業主導型保育事業では、従業員のこどもの他に地域にお住まいの方のこどもも受け入れる施設があります。

企業主導型保育事業の利用にあたっては、原則として各事業所が保護者の就労状況等を確認しますが、事業所によって、教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定を受けることが利用の条件となることがあります。その場合はお住まいの区の保健福祉センターで保護者の就労状況等を確認して認定をしますので、各区保健福祉センター保育担当で手続きを行ってください。

18 公立保育所の民間移管・民間委託について

平成24年7月に策定した「市政改革プラン」において、公立保育所については、民間に任せることを基本として、セーフティネットとしての必要性を考慮しつつ、「公立保育所新再編整備計画」並びに「公立保育所民営化推進計画」に基づき、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進する方針を定め、平成27年度以降、順次実施することとしています。民間移管とは、保育所の設置・運営主体を大阪市から民間の法人に移管して民間保育所として運営することをいい、民間委託とは、保育所の設置主体は大阪市のままで、運営を民間の法人に委託することをいいます。現在運営を委託している公立保育所についても民間移管の対象としています。従って、入所を希望される公立保育所が、今後、民間移管・民間委託の対象となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、民間移管・民間委託にあたっては、児童への影響を最小限にとどめるため、保育サービスの質等を評価して最も優れ、実績のある法人を選定するとともに、丁寧な保育の引継ぎ等を行うこととしています。

・令和6年度以降に民間移管・民間委託予定の保育所

移管年度	区名	保育所名（※1）	民営化種別	移管・委託先法人
令和6年度	平野区	加美第1保育所	委託	株式会社クローバーホールディングス
		西喜連保育所（※2）	移管	社会福祉法人なみはや福祉会
令和7年度	港区	八幡屋保育所（※2）	移管	令和5年8月現在、法人の募集手続きを進めており、同年12月中旬に移管・委託先法人を決定する予定です。
	大正区	大正北保育所（※2）	移管	
	西成区	長橋第2保育所	移管	
		北津守保育所	委託	

（※1）保育所名については、民間移管の場合は変更になることがあります。

（※2）建替えに伴い、今後、近隣地への移転を予定しています。

今年度新たに民間移管・民間委託に着手する保育所の名称は、令和5年8～9月に公表する予定です。移管先・委託先法人の募集に係る詳細については、大阪市子ども青少年局ホームページをご覧ください。（<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000600195.html>）

お問い合わせ先

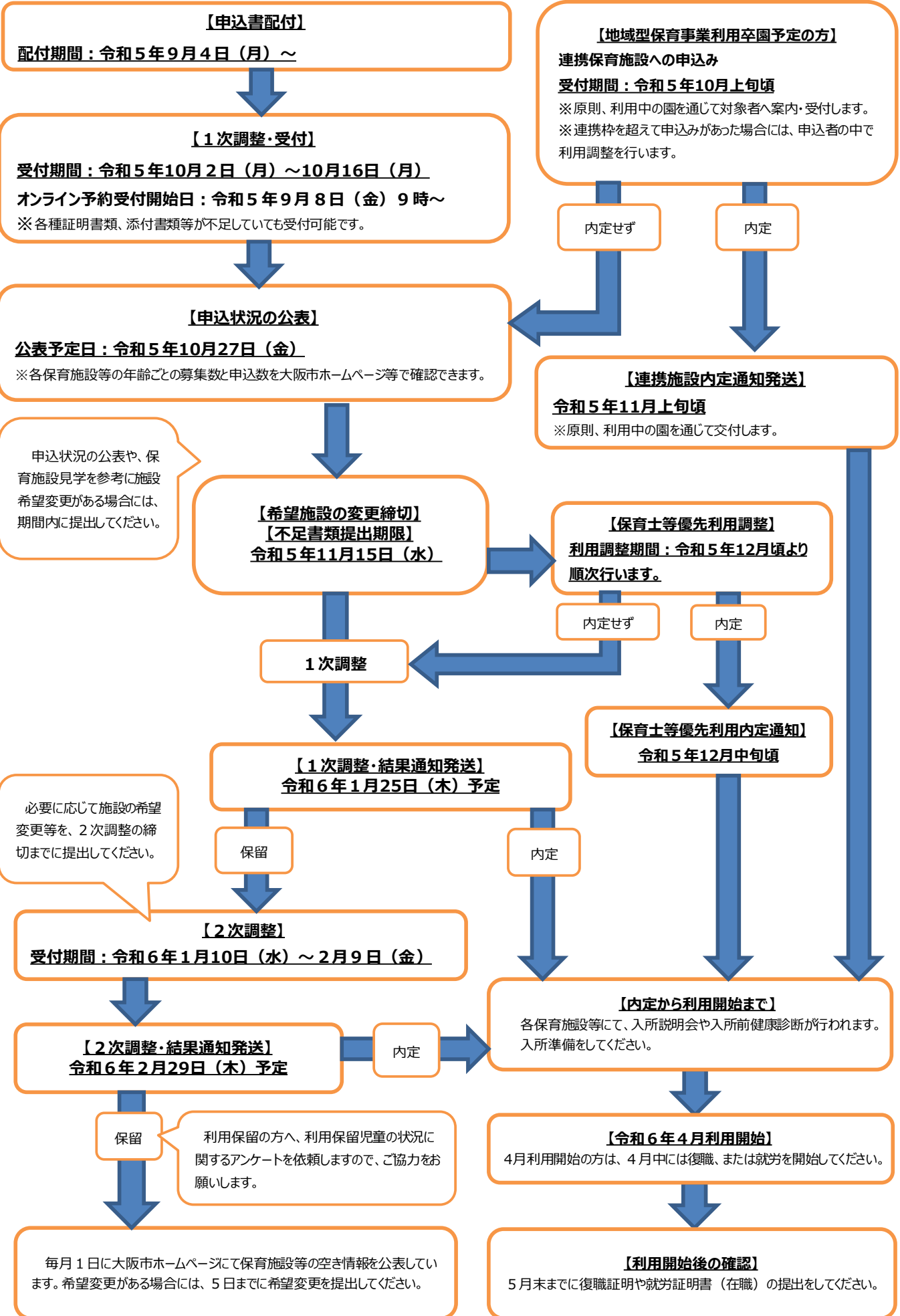
《各区保健福祉センター》

区名	所在地	電話番号	FAX 番号
北区	北区扇町 2 丁目 1 番 27 号	6313-9857	6313-9905
都島区	都島区中野町 2 丁目 16 番 20 号	6882-9889	6352-4584
福島区	福島区大開 1 丁目 8 番 1 号	6464-9860	6462-4854
此花区	此花区春日出北 1 丁目 8 番 4 号	6466-9924	6462-2942
中央区	中央区久太郎町 1 丁目 2 番 27 号	6267-9865	6264-8285
西区	西区新町 4 丁目 5 番 14 号	6532-9028	6538-7319
港区	港区市岡 1 丁目 15 番 25 号	6576-9857	6572-9514
大正区	大正区千島 2 丁目 7 番 95 号	4394-9914	6554-7153
天王寺区	天王寺区真法院町 20 番 33 号	6774-9857	6772-4906
浪速区	浪速区敷津東 1 丁目 4 番 20 号	6647-9895	6644-1937
西淀川区	西淀川区御幣島 1 丁目 2 番 10 号	6478-9951	6478-9989
淀川区	淀川区十三東 2 丁目 3 番 3 号	6308-9423	6885-0535
東淀川区	東淀川区豊新 2 丁目 1 番 4 号	4809-9851	6327-2840
東成区	東成区大今里西 2 丁目 8 番 4 号	6977-9156	6972-2781
生野区	生野区勝山南 3 丁目 1 番 19 号	6715-9857	6715-9967
旭区	旭区大宮 1 丁目 1 番 17 号	6957-9173	6954-9183
城東区	城東区中央 3 丁目 5 番 45 号	6930-9065	050-3535-8688
鶴見区	鶴見区横堤 5 丁目 4 番 19 号	6915-9107	6913-6237
阿倍野区	阿倍野区文の里 1 丁目 1 番 40 号	6622-9865	6621-1412
住之江区	住之江区御崎 3 丁目 1 番 17 号	6682-9857	6686-2039
住吉区	住吉区南住吉 3 丁目 15 番 55 号	6694-9857	6694-9692
東住吉区	東住吉区東田辺 1 丁目 13 番 4 号	4399-9857	6629-4580
平野区	平野区背戸口 3 丁目 8 番 19 号	4302-9857	4302-9943
西成区	西成区岸里 1 丁目 5 番 20 号	6659-9824	6659-9468

[トップページ](#) > [くらし](#) > [子育て](#) > [教育・保育サービス](#) >

[大阪市内の保育所・保育サービス](#) > [保育所](#) > [令和 6 年度 保育施設・保育事業利用の案内](#)
[について](#)

申込みから利用開始までの流れ(令和6年4月からの利用希望の場合)



保育利用調整基準（令和6年度用）

保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業（当該事業所の従業員が利用する場合を除く）をいう。以下同じ。）の利用調整は、本表に基づき行うものとする。

なお、以降本表において、特に記載のある場合を除き、「保育施設」は保育所及び認定こども園、「保育事業」は家庭的保育事業等を指す。

利用調整にあたっては、「(1)基本点数表」により、世帯の保育の必要性に応じ基本点数を設定する。また、「(2)調整指数表」により、該当する内容に応じて加減点を行い、基本点数及び調整指数の合算点数の高い世帯から利用が可能となる。

同一点数で並んだ場合は、「(3)順位表」に規定する順位により、優先順位を決定する。

(1) 基本点数表

事由 (保育の必要性)	基本 点数	父母(※1)が保育できない理由・状況
1. 就労	100	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上働いており、それに見合う収入がある。※2
	90	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	80	月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	70	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	60	月48時間以上働いており、それに見合う収入がある。(内職を含む)
2. 就労内定	90	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している。
	80	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している。
	70	月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している。
	60	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している。
	50	月48時間以上の仕事に内定している。(内職を含む)
3. 出産	40	母が出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)及び出産後8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する。
4. 疾病など	100	疾病などにより、6か月以上の期間入院または入院に相当する治療や安静を要し、保育が常時困難な場合。
	70	疾病などにより、常に安静を要するなど、保育が著しく困難な場合。
	50	疾病などにより、保育に支障がある場合。
5. 障がい	100	身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	90	複数の障がい手帳の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	80	身体障がい者手帳3級、精神障がい者保健福祉手帳2級、療育手帳B1の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合。
	60	身体障がい者手帳4～6級、精神障がい者保健福祉手帳3級、療育手帳B2の交付を受けていて、保育が困難な場合。
6. 介護・看護	90	臥床者・重症心身障がい児(者)の看護・介護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が困難な場合。
	70	病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合。
	50	病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、前2項目に該当しない範囲で保育に支障がある場合。
7. 災害	100	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合。
8. 就学	60	職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している。
	40	職業訓練校、専門学校、大学等に、上記に該当しない範囲で就学している。
	30	職業訓練校、専門学校、大学等に就学予定である。

9. ひとり親	100	ひとり親世帯等で、月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	100	ひとり親世帯等で、月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している。
	90	ひとり親世帯等で、月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している。又は月48時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	90	ひとり親世帯等で、職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している。
	80	ひとり親世帯等で、月48時間以上の仕事に内定している。
	70	ひとり親世帯等で、職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間未満の範囲で就学している。
	60	ひとり親世帯等で、求職活動を行うことにより保育ができない場合。
10. 求職中 (利用期間は原則90日間とする)	60	生計中心者が失業し、求職中である場合。(申込時点より過去3か月以内)※3
	50	生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる場合。
	30	上記の世帯以外で、求職中である場合。
11. 市外在住	20	大阪市外に在住している場合。(転入予定者は除く。) ※4
12. 転所希望	※5	保育施設を利用している若しくは利用調整時点において保育施設に内定中であり、他の保育施設の利用を希望する場合。又は、保育事業を利用している若しくは利用調整時点において保育事業に内定中であり、他の保育事業の利用を希望する場合。(いずれも卒園児を除く。)
13. その他	※6	障がい児や支援を要する児童など、児童福祉の観点から保育の必要性が高いとセンター所長が認める場合。

(備考)

- 1 父母が保育できない理由・状況に応じ、上の基本点数を設定する。
- 2 父母それぞれの基本点数の合算を、利用申込み児童の基本点数とする。
- 3 ひとり親世帯等については、当該ひとり親等の基本点数と100点との合算を、利用申込み児童の基本点数とする。
- 4 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の要件を採用する。
- 5 利用調整時点において育児休業中の場合、労働契約上の本来の就労時間等により判断する

(注釈)

- ※1 父母がいない場合は、その他の保護者とする。
- ※2 事由1、2及び9の就労時間数は全て休憩時間を含むものとする。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は、別途判断する。
 なお、ここでいう「見合う収入」とは、就労証明書等に記載された就労日数・時間数及び給与単価から計算される金額と同等額の収入を指す。見合う収入に満たない場合は、最低賃金を用いて算出した就労日数等により基本点数を判断する。保育の必要性を証明する書類に不足がある場合は、各事由の最低点数をもって基本点数とする。
 利用調整時点(利用開始希望日が4月1日の利用申込みにかかる利用調整においては、別途定める日時点)において就労の事実が確認できない場合は、就労内定扱いとする。
- ※3 自己都合による退職に伴う失業は含まない。
- ※4 市外在住の場合は、父母の保育できない理由・状況にかかわらず、「11. 市外在住」が適用される。
- ※5 やむを得ないと認められる場合を除き、事由1～11に基づき算出した利用申込児童の基本点数に0.5をかけた点数を適用する。
- ※6 当該児童・世帯の状況に応じ、別途判断する。
- 特に定めのある場合を除き、利用開始希望日を基準日とする。

(2) 調整指数表

	内 容	指数	該当する事由
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用)	(1) 児童を65歳未満の別居(保護者住所地からおおむね1km圏内に居住)の祖父母等に預けることが可能である。(当該祖父母等が求職中である場合を含む)※1	-3	
	(2) 児童を20歳以上65歳未満の同居の親族(祖父母等・おじ・おば・きょうだい)に預けることが可能である。(当該親族が求職中である場合を含む)※1	-7	
	(3) 保育施設又は保育事業の卒園児。(利用申込みのあった年度の年度末に卒園予定の者に限る。ただし卒園後の受入施設としての連携施設(保育施設に限る)を優先利用することが内定している場合を除く)※2	6	
	(4) 育児休業取得時に保育施設又は保育事業を退所し、復職時に利用申込みをする場合。※3	7	
	(5) 育児休業取得中に保育施設又は保育事業を卒園した後、保育施設又は保育事業を利用していなかった児童について、復職時に利用申込みをする場合。※4	4	
	(6) 利用申込時点で、申込事由を理由として、児童が保育施設・保育事業に該当しない保育サービス(親族委託、一時預かりを除く)を週3日以上、有償で利用している場合。※5※6※7	5	10. 求職中を除く
	(7) 利用申込時点で、前項目の期間が6ヶ月以上の場合。(前項目と重複しての加点は行わない)※5※6※8	7	
	(8) 利用申込み時点で、児童を同伴就労しており、職種により危険を伴う(児童が保育されている場所において、通常家庭で存在し得ない危険物を扱う)場合。※5	3	
世帯の状況	(1) 保護者が身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合。	5	5. 障がいを除く
	(2) 保護者が身体障がい者手帳3級以下、精神障がい者保健福祉手帳2級以下、療育手帳B1以下の交付を受けている場合。	3	
	(3) 同居の家族内に身体障がい者手帳3級以上、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者がいて週3日以上介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を所持している場合は除く)または同居の家族内に要介護1以上の認定者がいて週3日以上介護している場合。※9	2	6. 介護・看護を除く
	(4) 別居の家族内に身体障がい者手帳3級以上、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者がいて週3日以上介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を所持している場合は除く)または別居の家族内に要介護1以上の認定者がいて週3日以上介護している場合。※9	1	
	(5) 世帯に看護・介護の必要な家族が複数人いる場合。	3	6. 介護・看護のみ
	(6) 通信制大学、通信教育の学生である。	-5	8. 就学 9. ひとり親で就学のみ
	(7) ひとり親世帯等。	9	9. ひとり親を除く
就労状況	(1) 単身赴任。(国外)	8	
	(2) 単身赴任。(国内)	6	
	(3) 両親の勤務時間(通勤時間及び残業時間を含まない)により、利用可能な保育施設又は保育事業が夜間保育所又は夜間保育所と同等の時間帯において利用可能な保育事業に限定される場合。	4	
	(4) 就労内定のうち、就労開始時期が未定のもの。	-6	
	(5) 求職活動状況を証明する書類の提出がある場合。	2	9. ひとり親で求職中 10. 求職中のみ
きょうだいの状況	(1) 双子が同時に申込みをする場合。(三つ子以上の場合は、1人増えるごとに1点を加算する)	3	
	(2) 保育施設又は保育事業を利用中の児童以外の児童の育児休業取得時に当該保育施設又は保育事業を退所し、復職時に利用申込みをする場合で、育児休業の対象になったきょうだいも同時に利用申込みをする場合。※3	8	
	(3) 育児休業取得中に保育施設又は保育事業を卒園した後、保育施設又は保育事業を利用していなかった児童について、復職時に利用申込みをする場合で、育児休業の対象になったきょうだいも同時に利用申込みをする場合。※4	4	
	(4) きょうだいを利用中の保育施設又は保育事業の利用を希望する場合。(当該保育施設又は保育事業の利用調整においてのみ加点の対象とする。また、次2項と重複しての加点は行わない)※10	7	
	(5) きょうだいのうち2人以上が保育施設又は保育事業を利用しており、その他のきょうだいが新規で利用申込みをする場合において、きょうだいを利用中の保育施設又は保育事業の利用を希望する場合。(当該保育施設又は保育事業の利用調整においてのみ加点の対象とする)※10	10	
	(6) きょうだいのうち1人が保育施設又は保育事業を利用しており、その他のきょうだい2人以上が新規で同時に利用申込みする場合において、当該申込みをするもののうち出生順で2番目以降のものが、きょうだいを利用中の保育施設又は保育事業の利用を希望する場合。(当該保育施設又は保育事業の利用調整においてのみ加点の対象とする)※10	10	
	(7) きょうだい3人以上が新規で同時に利用申込みする場合において、当該利用申込みするもののうち出生順で3番目以降のもの。※10	10	
	(8) 未就学のきょうだいを保護者等が保育している場合。(当該きょうだいが保育施設又は保育事業の利用が不可能な月齢である場合及び介護・看護の対象児童である場合を除く)	-4	
その他	(1) 正当な理由なく保育施設又は保育事業の利用内定を辞退するなど、公正な利用調整に支障を来たすような行為を行った場合。(利用希望日が同年度内の利用申込みに限る)	-5	
	(2) 児童の家庭状況等からセンター所長が特に必要と認める場合。	※11	

(注釈)

- ※1 20歳以上65歳未満の同居の親族(祖父母等・おじ・おば・きょうだい)又は保護者住所地からおおむね1km圏内に居住する祖父母等があり、保育ができない場合は、これらの者についても保育の必要性を証明する書類を提出すること。
提出がない場合は、原則として、これらの者に預けることが可能と判断する。
 - ※2 卒園後、保育認定を受け利用申込を継続しているものの保育施設又は保育事業の利用が保留となっている場合は、当該年度以降も引き続き加点の対象とする。
 - ※3 産前産後休暇取得中を含み、育児休業の開始日の前日が属する月の月末までに保育施設又は保育事業を退所した場合に加点の対象とする。
 - ※4 育児休業中に卒園することが見込まれており、前記項目の適用期間終了後、自主的に卒園を待たずに退所したものを含む。この場合において本来の卒園月の翌月までの利用調整では、加点の対象とはしない。
 - ※5 利用申込みについて保留となった場合、当該利用申込みにかかる同一年度内の利用調整においては、「利用申込時点」を「利用調整時点」に読み替える。
 - ※6 基本点数表において「1. 就労」「9. ひとり親(就労に関する項目に限る)」を適用する場合、「当該サービスの利用開始日」又は「就労開始日(復職日を含む。の1か月前の日の翌日)のいずれか遅い日を、申込事由を理由として利用を開始した日とみなす。また、基本点数表で育児休業中の扱いとなる場合、適用対象外とする。
 - ※7 企業主導型保育事業及び職場内託児所等(保育事業に該当しないもの又は保育事業に該当するものの従業員枠を含む)を含む。
 - ※8 企業主導型保育事業及び職場内託児所等(保育事業に該当しないもの又は保育事業に該当するものの従業員枠を含む)を除く。
 - ※9 該当者が家族内に複数いる場合でも、指数を重ねて適用しない。
 - ※10 当該保育施設又は保育事業を利用中のきょうだいについて、転所希望が出ている場合は、加点の対象外とする。
きょうだい保育事業の卒園児で卒園後の受入施設としての連携施設に内定しており、他の保育施設の利用申込みをしていない場合は加点の対象とする。
 - ※11 センター所長が特に必要と認める場合には、別途調整指数を設けることができるものとする。
- 特に定めのある場合を除き、利用開始希望日を基準日とする。

(3) 順位表

1	要件間の優先順位(①~⑫の順)①災害 ②就労(三親等以内の親族以外からの雇用) ③就労(三親等以内の親族からの雇用) ④就労内定 ⑤ひとり親・生活保護世帯の求職 ⑥疾病 ⑦障がい ⑧介護・看護 ⑨就学 ⑩出産 ⑪求職中 ⑫市外在住 ※三親等以内の親族には配偶者を含む
2	祖父母等又は20歳以上のおじ・おば・きょうだい(介護・看護の対象でないもの)と同居していないこと。
3	当該保育施設又は保育事業の希望順位が高いもの。
4	養育している小学生以下のこどもの人数が多い世帯。
5	利用開始希望日の前々年度10月1日に出生しておらず、前年度4月1日以前より本市内に居住していた児童であって、利用開始希望日の前年度の年度途中(10月利用開始分まで)より利用申込を行っているものの保育施設又は保育事業の利用に関する内定を一度も受けていないもの。
6	経済的状況(合計所得金額(基準日が1月~8月の場合は前々年、9月~12月の場合は前年の合計所得金額)の低い世帯を優先する)

◆必要書類チェック表

<p>全ての の方に 提出が 必要な 書類 ★</p>	<p><input type="checkbox"/> 子どものための教育・保育給付保育認定（変更）申請書兼保育施設・事業利用調整申込書、利用調整調査票（その１・２）、同意書及び確認書</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号記載用紙</p> <p>保育が必要な理由に応じていずれかの書類を提出してください （別途添付書類が必要な場合もありますのでご注意ください）</p> <p><input type="checkbox"/> 就労証明書（証明様式①）</p> <p><input type="checkbox"/> 疾病・障がい状況申告書（証明様式②）</p> <p><input type="checkbox"/> 介護・看護状況申告書（証明様式②）</p> <p><input type="checkbox"/> 就学等証明書・求職活動状況申告書（証明様式③）</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>
<p>状況に 応じて 必要な 書類</p>	<p>申込児童又は世帯の状況に応じて必要な書類を提出してください</p> <p>【申込児童を認可外保育施設（企業主導型保育事業、職場内託児所を含む）へ預けている場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 認可外保育施設への入所にかかる証明書</p> <p>【申込児童に障がい・疾病がある場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 対象児童用診断書</p> <p><input type="checkbox"/> 各医療機関の診断書</p> <p><input type="checkbox"/> 手帳の写し</p> <p>【保護者以外の同居の親族や別居（保護者住所地からおおむね1km 圏内）の65歳未満の祖父母等について、保育が出来ない理由がある場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 保育理由証明及び申告書</p> <p>【保育士等の優先利用の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 優先利用申込書（保育士等用）</p> <p><input type="checkbox"/> 保育士証（写）又は保育士登録済通知書（写）、看護師免許（写）、教員免許等の資格証明（写）等、資格を証明する書類</p> <p>【障がい者手帳の交付を受けている場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 障がい者手帳（写）</p> <p>【単身赴任の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票等、居住地が確認できるもの</p> <p>【申込日時点から過去3か月以内に失業し、求職活動中である場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 失業した日及び失業の事実が確認できるもの</p> <p>【市外在住の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票等申込児童の氏名・生年月日が確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 賃貸借契約書（写）等、転入先・転入予定日が確認できるもの （大阪市内へ転入予定の場合提出してください）</p> <p>【令和6年4月～8月入所希望で、令和5年1月1日時点の居住地が大阪市外である場合】</p> <p><input type="checkbox"/> お住まいであった市町村が発行する「令和5年度 課税証明書（個人市町村民税）」（税控除内容の詳細がわかるもの） （令和5年1月1日時点で海外に居住している等により、市町村民税の課税の対象外であった方については、給与明細書等、収入額が分かる書類）</p> <p>【令和6年9月以降の入所希望で、令和6年1月1日時点の居住地が大阪市外である場合】</p> <p><input type="checkbox"/> お住まいであった市町村が発行する「令和6年度 課税証明書（個人市町村民税）」（税控除内容の詳細がわかるもの） （令和6年1月1日時点で海外に居住している等により、市町村民税の課税の対象外であった方については、給与明細書等、収入額が分かる書類）</p> <p style="text-align: right;">等</p>

- ※ この他にも、必要に応じて証明書類等の提出をお願いする場合があります。
- ※ 「全ての方について提出が必要な書類★（個人番号記載用紙を除く）」の提出がない場合、認定却下になることがあります。

(参考) 大阪市保育料金額表 2・3号認定(保育認定) 令和5年9月現在 (月額、単位:円)

階層区分	子どもが属する世帯の状況		保育標準時間認定		保育短時間認定		
				多子軽減2人目		多子軽減2人目	
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	
第2	同一世帯の保護者等全員の令和5年度分(令和5年4月から令和5年8月までの間にあっては令和4年度分)の市町村民税が非課税である世帯		左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯(以下「ひとり親世帯等」)	0	0	0	0
			左記のうち上記以外の世帯	0	0	0	0
第3	同一世帯の保護者等全員の令和5年度分(令和5年4月から令和5年8月までの間にあっては令和4年度分)の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯		ひとり親世帯等	2,000	0	2,000	0
			左記のうち上記以外の世帯	8,100	4,050	8,000	4,000
第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500	0	3,500	0	
		左記のうち上記以外の世帯	10,100	5,050	10,000	5,000	
第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000	0	5,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	11,800	5,900	11,700	5,850	
第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000	0	6,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	14,000	7,000	13,800	6,900	
第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000	0	7,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	15,700	7,850	15,500	7,750	
第8	54,000円以上 57,700円未満 8A	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050	
		57,700円以上 59,000円未満 8B	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0
第9	59,000円以上 77,101円未満	左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050	
		ひとり親世帯等	9,000	0	9,000	0	
第10	77,101円以上 79,000円未満	左記のうち上記以外の世帯	21,500	10,750	21,300	10,650	
		ひとり親世帯等	9,000	0	9,000	0	
第11	同一世帯の保護者等全員の令和5年度分(令和5年4月から令和5年8月までの間にあっては令和4年度分)の市町村民税の所得割の額の合計額が右欄の範囲内の世帯	79,000円以上 97,000円未満	24,900	12,450	24,700	12,350	
第12		97,000円以上 115,000円未満	28,300	14,150	27,900	13,950	
第13		115,000円以上 133,000円未満	32,700	16,350	32,300	16,150	
第14		133,000円以上 169,000円未満	39,400	19,700	39,000	19,500	
第15		169,000円以上 211,201円未満	45,100	22,550	44,500	22,250	
第16		211,201円以上 217,000円未満	45,100	22,550	44,500	22,250	
第17		217,000円以上 256,000円未満	50,700	25,350	50,100	25,050	
第18		256,000円以上 301,000円未満	53,000	26,500	52,400	26,200	
第19		301,000円以上 358,000円未満	59,200	29,600	58,600	29,300	
第20		358,000円以上 397,000円未満	61,700	30,850	61,100	30,550	
第21		397,000円以上 432,901円未満	65,900	32,950	65,300	32,650	
第22		432,901円以上 536,000円未満	65,900	32,950	65,300	32,650	
第23		536,000円以上	70,600	35,300	70,000	35,000	

※政令指定都市において市民税が課税されている方は、市民税の税額控除前所得割額に6/8を掛けた金額により保育料を決定します。

※令和6年4月以降の保育料は上図と変更となる可能性があります。